

◎岡山県規則第四号

岡山県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則を次のように定める。

令和七年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

岡山県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(昭和四十三年岡山県規則第三十一号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。)の施行については、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号。以下「政令」という。)及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(土地の試掘等の許可)

第二条 法第六条第一項の規定により土地の試掘等の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- 一 試掘等を行う位置を示す図面
 - 二 試掘等の区域を示す土地の公図の写し
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 知事は、法第六条第一項の規定により土地の試掘等の許可をしたときは、申請者に通知するものとする。

(証明書の様式)

第三条 法第七条第一項(法第二十四条第二項及び第四十三条第二項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定による身分を示す証明書の様式は、別記様式による。

(許可申請書の添付書類)

第四条 法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、許可申請書に、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては省令第七条第一項第一号から第十一号までに規定する書類のほか、同項第十二号の規則で定める書類として次に掲げる書類を、土石の堆積に関する工事にあつては同条第二項第一号から第九号までに規定する書類のほか、同項第十号の規則で定める書類として第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、政令第二十三条各号又は第二十五条第二項各号に規定する規模の工事に該当しない場合にあつては、第二号に掲げる書類の添付は要しない。

- 一 工事区域内の土地の公図の写し
- 二 工事工程表
- 三 排水の流量計算書
- 四 排水施設の構造図
- 五 丈量図
- 六 工事主(法第二条第七号に規定する工事主をいう。以下同じ。)の資力及び信用に関する書類
- 七 工事施行者(法第二条第八号に規定する工事施行者をいう。次条第五号において同じ。)の能力に関する書類
- 八 工事主が次のいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 法その他の法律又は法その他の法律に基づく処分を違反して罰金以上の刑に処

せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 法に基づく許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第九条第二十一号ロに規定する役員をいう。次号において同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるるに足りる相当の理由がある者

九 工事主（工事主が法人であるときはその役員を含む。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）に該当しないこと、暴力団（同条第一号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者でないこと及び暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者でないことを誓約する書類

十 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
2 前項の規定は、法第三十条第一項の許可について準用する。この場合において、前項中「第十二条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と、「第七条第一項第一号から第十一号まで」とあるのは「第六十三条第一項第一号」と、「同項第十二号」とあるのは「同項第二号」と、「同条第二項第一号から第九号まで」とあるのは「同条第二項第一号」と、「同項第十号」とあるのは「同項第二号」と読み替えるものとする。

第五条 前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の許可申請書に添付する書類のうち、次の各号に掲げる書類には、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、政令第二十三条各号又は第二十五条第二項各号に規定する規模の工事に該当しない場合にあつては、第二号に掲げる書類の添付は要しない。
一 省令第七条第一項第五号に規定する設計者の資格を証する書類 当該設計者の資格に関する最終学歴又は資格免許等を有することを証する書類
二 省令第七条第一項第九号又は第二項第七号の資金計画書 収入欄の金額の裏付けとなる書類

三 省令第七条第一項第十号又は第二項第八号の同意を得たことを証する書類 印鑑証明書及び土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

四 前条第一項第六号の工事主の資力及び信用に関する書類 次の工事主の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 法人 最近の事業年度における財務諸表、法人税に関する納税証明書及びその他知事が必要と認める書類

ロ 個人 前年分の所得税に関する納税証明書

五 前条第一項第七号の工事施行者の能力に関する書類 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定による建設業の許可を受けていることを証する書類及び法人の登記事項証明書

（工事の着手）

第六条 法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けた者は、工事に着手しようとするときは、法第四十九条の規定により掲示する標識の設置状況を明らかにする写真を添えて、速やかに知事に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第十五条第二項又は第三十四条第二項の規定により前

項の許可を受けたものとみなされるものが、都市計画法施行細則（昭和四十六年岡山県規則第三十七号）第五条の規定による届出をする場合において、前項の写真を添付したときは、同項の規定による届出があったものとみなす。

（工事の廃止）

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可（法第十五条第二項又は第三十四条第二項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを除く。）を受けた者、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第二十一条第一項、第二十七条第一項又は第四十条第一項の届出（法第二十七条第五項の規定により当該届出をしたものとみなされるものを除く。）をした者及び法第二十一条第三項又は第四十条第三項の届出をした者は、工事を廃止しようとするときは、次に掲げる書類を添えて速やかに知事に届け出なければならない。

- 一 廃止の届出の時点における土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- 二 防災措置に関する資料
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（協議）

第八条 法第十五条第一項又は第三十四条第一項の協議をしようとする者は、知事が別に定める協議書に、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては省令第七条第一項に規定する書類（同項第七号から第九号までに規定する書類を除く。）のほか、第四条第一項第一号から第五号まで、第七号及び第十号並びに第五条第一号、第三号及び第五号に掲げる書類を、土石の堆積に関する工事にあつては省令第七条第二項に規定する書類（同項第五号から第七号までに規定する書類を除く。）のほか、第四条第一項第一号、第二号、第五号、第七号及び第十号並びに第五条第三号及び第五号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、政令第二十三条各号又は第二十五条第二項各号に規定する規模の工事に該当しない場合にあつては、第四条第一項第二号に掲げる書類の添付は要しない。

2 法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項又は第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の協議をしようとする者は、知事が別に定める協議書に、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもののほか、変更する事項の新旧を対照した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 知事は、前二項の規定による協議が成立したときは、当該協議の申出をした者に通知するものとする。

4 第六条、第七条、第九条、第十一条から第十四条まで及び第二十条の規定は、法第十五条第一項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）又は第三十四条第一項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の協議をしようとする者について準用する。

（擁壁又は崖面崩壊防止施設の代替）

第九条 知事は、政令第二十条第一項（政令第三十条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、災害の防止上支障がないと認められる土地については、政令第十四条（政令第三十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による擁壁又は第十八条（政令第三十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて、次に掲げる工法による措置を認めることができる。

- 一 空石積み工
- 二 板柵工
- 三 筋工
- 四 鋼矢板工又はコンクリート矢板工

五 前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認めた工法
(変更許可申請書の添付書類)

第十条 法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、変更許可申請書に、省令第三十七条第一項又は第二項に規定するもののほか、変更する事項の新旧を対照した書類を添付しなければならない。

2 前項の規定は、法第三十五条第一項の許可について準用する。この場合において、前項中「第十六条第一項」とあるのは「第三十五条第一項」と、「第三十七条第一項又は第二項」とあるのは「第六十七条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

(完了検査申請書の添付書類)

第十一条 法第十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による完了検査の申請をしようとする者は、完了検査申請書に、工事をした土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付しなければならない。

2 前項の規定は、法第十七条第四項及び第三十六条第四項の規定による確認の申請について準用する。この場合において、前項中「第十七条第一項又は第三十六条第一項」とあるのは「第十七条第四項又は第三十六条第四項」と、「完了検査の」とあるのは「確認の」と、「完了検査申請書」とあるのは「確認申請書」と読み替えるものとする。

(工事の一部完了の検査)

第十二条 知事は、法第十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による完了検査を要する工事の一部が完了した場合において、当該宅地及び農地等（法第二条第一号に規定する農地等をいう。以下この号において同じ。）が独立して使用に供し得るものであり、かつ、宅地及び農地等の分割が災害の防止上支障がないと認められるときは、工事主の申出により、当該工事について、一部完了の検査を行うことができる。

2 工事主は、前項の規定による一部完了の検査の申出をしようとするときは、完了部分を明示した図面、工事をした土地及びその付近の状況を明らかにする写真並びに第二十条第一項各号に掲げる事項を明らかにした写真その他の資料を添えて、知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項に規定する申請を受理し、検査の結果、法第十三条第一項又は第三十条第一項の規定に適合していると認めるときは、知事が別に定める検査済証を工事主に交付するものとする。

(中間検査申請書の添付書類)

第十三条 法第十八条第一項の規定による中間検査の申請をしようとする者は、中間検査申請書に、省令第四十六条に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の規定による許可を受けた場合は、許可を受けたことを証する書面の写し

二 検査対象の写真

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前項の規定は、法第三十七条第一項の規定による中間検査の申請について準用する。

この場合において、前項中「第十八条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、「第四十六条」とあるのは「第七十六条」と読み替えるものとする。

(定期の報告書の添付書類)

第十四条 法第十九条第一項の規定による定期の報告をしようとする者は、知事が別に定める報告書に省令第四十八条に規定するもののほか、前条第一項第一号及び第三号並びに第二十条第一項各号に掲げる事項を明らかにした写真その他の資料を添付しな

ければならない。

2 前項の規定は、法第三十八条第一項の規定による定期の報告について準用する。この場合において、前項中「第十九条第一項」とあるのは「第三十八条第一項」と、「第四十八条」とあるのは「第七十八条」と読み替えるものとする。

(工事等の届出書の添付書類)

第十五条 法第二十一条第一項又は第四十条第一項の規定による届出をしようとする者は、届出書に次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、政令第二十三条各号又は第二十五条第二項各号に規定する規模の工事に該当しない場合にあつては、第三号に掲げる書類の添付は要しない。

一 位置図

二 地形図

三 断面図

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 法第二十一条第三項若しくは第四項又は第四十条第三項若しくは第四項の規定による届出をしようとする者は、届出書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 位置図

二 地形図

三 土地の平面図

四 工事を行おうとする又は転用した土地及びその付近の状況を明らかにした写真

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第十六条 法第二十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、特定盛土等に関する工事にあつては省令第五十八条第一項第一号に規定する書類のほか、同項第二号の規則で定める書類として第四条第一項第四号、第五号及び第十号に掲げる書類を、土石の堆積に関する工事にあつては省令第五十八条第二項第一号に規定する書類のほか、同項第二号の規則で定める書類として第四条第一項第五号及び第十号に掲げる書類を添付しなければならない。

(工事の変更の届出)

第十七条 法第二十一条第一項及び第三項並びに第四十条第一項及び第三項の規定による届出をした者は、工事の計画を変更しようとするときは、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもののほか、変更する事項の新旧を対照した書類を添えて速やかに知事に届け出なければならない。

第十八条 法第二十八条第一項の規定による工事の計画の変更の届出をしようとする者は、省令第六十一条に規定する届出書に、同条に定めるもののほか、変更する事項の新旧を対照した書類を添付しなければならない。

(工事の完了の届出)

第十九条 法第二十一条第一項及び第三項並びに第二十七条第一項並びに第四十条第一項及び第三項の規定による届出をした者は、工事が完了したときは、工事をした土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添えて速やかに知事に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第二十七条第五項の規定により同条第一項の届出をしたものとみなされるものが、都市計画法第三十六条第一項の規定による届出をしたときは、前項の規定による届出があつたものとみなす。

(工事施行状況等の報告)

第二十条 法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けた者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事が次の各号に掲げる工程に至ったときは、当該各号に掲げる事

項を明らかにした写真その他の資料を作成し、当該工事の完了後、法第十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による完了検査の申請と同時に知事に提出しなければならない。ただし、法第十九条第一項又は第三十八条第一項の規定による定期の報告において当該資料を提出した場合を除く。

一 擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。第三号において同じ。）の基礎の床掘り及び型枠の組立てが完了したとき 寸法、形状及び位置

二 鉄筋コンクリート造の擁壁その他の構造物の配筋が完了したとき 寸法及び位置

三 擁壁等の高さが、計画高の二分の一の工程に達したとき 壁体の厚さ又は組積材裏込栗石の厚さ及び擁壁の背面に透水層を設けた場合は、透水層の厚さ

四 排水施設のうち、地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了し、土砂の埋め戻し直前となったとき 形状及び位置

五 その他施工段階で工事完了後外部から確認できなくなるとき 寸法、形状、位置等

2 法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けた者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に高さ三メートルを超える擁壁が含まれる場合は、前項第一号から第三号までに規定する工程に達する七日前までに、その旨を知事に報告しなければならない。

3 法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けた者は、土石の堆積に関する工事が次の各号に掲げる工程に至ったときは、当該各号に掲げる事項を明らかにした写真その他の資料を作成し、速やかに知事に提出しなければならない。

一 堆積した土石の崩壊を防止するための措置（鋼板等の設置）が完了したとき 寸法、形状及び位置

二 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置（鋼矢板等の設置）が完了したとき 寸法、形状及び位置

4 法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けた者は、法第十六条第一項に規定する工事の計画の変更及び同項ただし書に規定する軽微な変更並びに法第三十五条第一項に規定する工事の計画の変更及び同項ただし書に規定する軽微な変更以外の変更が生じる場合は、あらかじめ、修正内容を申告する書類等を作成し、法第十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による完了検査（第十二条第一項の規定による一部完了の検査を含む。）の申請又は法第十七条第四項又は第三十六条第四項の規定による確認の申請までに知事に提出しなければならない。

（申請手数料の減免）

第二十一条 知事は、その指定した災害の被災者が自ら居住するための住宅の敷地の宅地造成に関して、災害が発生した日から六箇月以内に法に基づく申請を行う場合においては、申請手数料を免除する。

2 知事は、公益上必要があると認める場合その他特別の理由があると認める場合においては、申請手数料を減額し、又は免除することができる。

3 法第十五条第一項又は第三十四条第一項の協議が成立した場合においては、当該協議に関連する他の申請手数料を免除する。

（その他）

第二十二条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
（岡山県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の適用等に関する経過措置）

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた宅地造成に関する工事に對する岡山県宅地造成等規制法施行細則等の一部を改正する規則（令和五年岡山県規則第五十八号）による改正前の岡山県宅地造成等規制法施行細則（昭和四十三年岡山県規則第三十一号。次項において「旧規則」という。）の規定の適用については、この規則の施行後においても、なお従前の例による。

3 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部改正）

4 墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（昭和六十二年岡山県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中「第七条第一項」を「第七条第一項第一号」に改め、同項中第四号を第五号とし、同項第三号中「昭和四十三年岡山県規則第三十一号」を「令和七年岡山県規則第四号」に、「同項第二号から第四号まで、第八条及び第九号」を「同項第一号から第三号まで及び第六号から第九号まで」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 関係町村長の意見書

「(2) 防災計画平面図

様式第九号備考5中

(3) 排水施設構造図

(4) 実測図

を

(5) 知事が必要と認める書類」

「(2) 排水施設の構造図

(3) 大畧図

に改める。

(4) 知事が必要と認める書類」

（墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

5 前項の規定による改正前の墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別記様式（第3条関係）

（表）

		第	号
身分証明書			
所 属			
氏 名			
生年月日	年	月	日
<p>上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）及び宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法の規定に基づき、他人の占有する土地に立ち入り、障害物を伐除し、土地に試掘等を行い、又は宅地造成等に関する工事の状況を検査する職権を有する者であることを証明する。</p>			
年	月	日	発行（年 月 日まで有効）
岡山県知事			印

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横8.5センチメートルとする。

（裏）

注意事項	
<p>1 この証明書は、宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項の規定により、他人の占有する土地に立ち入るとき、同法第6条第1項の規定により障害物を伐除し、若しくは土地に試掘等を行うとき、又は同法第24条第1項及び第43条第1項並びに宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第18条第1項の規定により宅地造成等に関する工事の状況を検査するときに携帯しなければならない。</p>	
<p>2 関係人の請求があった場合においては、この証明書を提示しなければならない。</p>	
<p>3 この証明書は、犯罪捜査のために使用してはならない。</p>	

◎岡山県規則第五号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年岡山県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。別表第一中五の項を六の項とし、四の項の次に次の一項を加える。

<p>五 特例条例別表第一の七十二の項エに規定する宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）の施行のための規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>イ 岡山県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和七年岡山県規則第四号。以下この項において「規則」という。）第六条第一項（規則第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による工事の着手の届出の受理</p> <p>ロ 規則第七条（規則第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による工事の廃止の届出の受理</p> <p>ハ 規則第八条第三項の規定による宅地造成等に関する工事の協議の成立の通知</p> <p>ニ 規則第九条（規則第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による空石積み工等の工法による措置の認定</p> <p>ホ 規則第十二条第一項（規則第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による工事の一部完了の検査</p> <p>ヘ 規則第十二条第三項（規則第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付</p> <p>ト 規則第十七条の規定による工事の計画の変更の届出の受理</p> <p>チ 規則第十九条第一項の規定による工事の完了の届出の受理</p> <p>リ 規則第二十条第一項（規則第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による資料の受理</p> <p>ヌ 規則第二十条第二項（規則第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理</p> <p>ル 規則第二十条第三項（規則第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による資料の受理</p> <p>ヲ 規則第二十条第四項（規則第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書類</p>
---	---

別表第二の三十二の項の次に次の一項を加える。

等の受理

三十二の二 特例条例別表第二の三十二の二の項に規定する宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの

- イ 法第十二条第一項本文及び第三十条第一項本文の規定による工事の許可の申請の受理
- ロ 法第十五条第一項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第一項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による国等との協議の申出の受理
- ハ 法第十六条第一項本文及び第三十五条第一項本文の規定による工事の計画の変更の許可の申請の受理
- ニ 法第十六条第二項及び第三十五条第二項の規定による軽微な変更の届出の受理
- ホ 法第十七条第一項及び第三十六条第一項の規定による完了検査の申請の受理
- ヘ 法第十七条第四項及び第三十六条第四項の規定による完了確認の申請の受理
- ト 法第十八条第一項及び第三十七条第一項の規定による中間検査の申請の受理
- チ 法第十九条第一項及び第三十八条第一項の規定による報告の受理
- リ 法第二十一条第一項、第三項及び第四項並びに第四十条第一項、第三項及び第四項の規定による届出の受理
- ヌ 法第二十七条第一項の規定による届出の受理
- ル 法第二十八条第一項の規定による工事の計画の変更の届出の受理
- ヲ 岡山県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（以下この項において「規則」という。）第六条第一項（規則第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による工事の着手の届出の受理
- ワ 規則第七条（規則第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による工事の廃止の届出の受理
- カ 規則第十二条第一項（規則第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による工事の一部完了の検査の申請の受理
- ヨ 規則第十七条の規定による工事の計画の変更の届出の受理
- タ 規則第十九条第一項の規定による工事の完了の届出の受理

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

- レ 規則第二十条第一項（規則第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による資料の受理
- ソ 規則第二十条第三項（規則第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による資料の受理
- ツ 規則第二十条第四項（規則第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による書類等の受理

◎岡山県告示第二十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和七年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1

氏名 理事長 小口 正範

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター

所在地 岡山県 苫田郡鏡野町上齋原 1550 番地

令和7年1月31日 岡山県公報 第12672号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		
工場又は事業場における施設番号		洗浄施設 20		
種	類	71 の 2 イ 科学技術に関する研究の用に供する洗浄施設		
能	力	約 0.10 m ³		
工事着手予定年月日		許可後直ちに		
工事完成予定年月日		許可後直ちに		
使用開始予定年月日		許可後直ちに		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続使用 通常7時間、最大24時間		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区	分	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)		0.0	0.1
	p H		1~10	1~10
	B O D (mg/L)		-	-
	C O D (mg/L)		5.0	10
	S S (mg/L)		-	-
	油 分 (mg/L)		-	-
	T - N (mg/L)		5.0	20
	T - P (mg/L)		1.0	3.0
	大腸菌群数 (個/cm ³)		-	-
	大腸菌数 (CFU/ml)		-	-
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		5.0	20

- 備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。
 2 洗浄施設20から排出される汚水等は、産業廃棄物として処理委託される。

令和7年1月31日 岡山県公報 第12672号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし

(5) 排水口に関する事項
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和7年1月31日から同年2月21日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び鏡野町役場
ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/29/>

◎岡山県告示第三十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年一月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターみやげ

2 所在地

岡山県総社市井手九一九番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人真周会

2 所在地

岡山県総社市井手九一九番地

三 廃止の届出を受理した年月日

令和七年一月二十二日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇〇七六九

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和七年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 解除予定保安林の所在場所
玉野市宇野八丁目三二四八の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

令和7年1月31日 岡山県公報 第12672号

◎岡山県告示第三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 常藤関金線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
真庭市蒜山別所字上ノ段三三七番一地先 から		新	七・四 一・二・七	七三・二
真庭市蒜山別所字大木谷三一九番地先 まで		旧	三・六 四・六	七三・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 若代神代線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
真庭市高田山上字柿田河内六〇〇番一 地先から		新	二・二 四・五	九一・〇
真庭市高田山上字三通田六一三番三 地先を経て				
真庭市高田山上字上神田六一六番一 地先まで				

真庭市高田山上字柿田河内六〇〇番一地从先 真庭市高田山上字上神田六一六番一地从先 真庭市高田山上字上神田六一六番一地从先	真庭市高田山上字柿田河内六〇〇番一地从先 真庭市高田山上字上神田六一六番一地从先 真庭市高田山上字上神田六一六番一地从先
旧	
五・〇 四五・五	五・〇 四五・五
一八五・五	一八五・五

◎岡山県告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	常藤関金線	真庭市蒜山別所字上ノ段三三七番一地从先から真庭市蒜山別所字大木谷三一九番地先まで	令和七年一月三十一日

〔四三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市玉島富地内	測量区域
公共測量（基準点測量及び路線測量等）	測量の種類
令和七年一月十七日から同年三月三十一日まで	測量期間

〔四四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

桜地内 岡山市北区建部町	測量区域
公共測量（三級基準点測量）	測量の種類
令和六年九月十日	終了年月日

〔四五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年一月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

真庭市大庭地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和七年一月二十一日	終了年月日

〔四六〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により早島町から岡山県南広域都市計画下水道についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和七年一月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画下水道

二 都市計画の変更年月日

令和七年一月十七日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、早島町環境上下水道課において縦覧に供する。

〔四七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年一月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字畑岡三〇四九番五、三〇五〇番六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島三〇六九番地二

栢野 春江

三 許可年月日及び許可番号

令和六年八月二十九日岡山県指令建指第二三五号

◎岡山県選管告示第二号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、令和七年一月二十三日から適用する。

令和七年一月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

表病院の項中

医療法人愛善会由良病院	玉野市深井町二―一三	を
地方独立行政法人玉野医療センターたまの病院	玉野市宇野二―一〇	
医療法人愛善会由良病院	玉野市深井町二―一三	に改める。

◎岡山県選管告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
令和七年一月三十一日

岡山県選挙管理委員会
委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国會議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
伊東ゆうき後援会	吉田裕紀	吉田裕紀	倉敷市児島味野一―七―九	令和六年・一二・九
日本栄養士連盟岡山県支部	斎藤美加子	堤千代子	岡山市中区門田屋敷一―三―三一―一〇六	一二・一三
備前の未来を考える会	大饗利秀	大饗利秀	備前市伊部七三三	一二・一五
みむら友男後援会	高田正弘	高田正弘	井原市井原町一―三―一	一二・一六
吉田啓人後援会	吉田重隆	吉田重隆	赤磐市桜が丘東三―三―二七五	一二・二七

◎岡山県選管告示第四号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。
 令和七年一月三十一日

岡山県選挙管理委員会
 委員長 大林裕一

一	政党の支部	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
	参政党岡山第1支部	栢 菅 聡	会計責任者の氏名	近藤 有道	上田 誠	令和六・一二・一〇
	自由民主党御津支部	檜 村 満 恵	代表者の氏名	檜 村 満 恵	杉 本 博	一二・二
	〃	〃	会計責任者の氏名	藤 井 章 文	杉 本 博	〃
	二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
	石田みのる元気会	渡 辺 勉	主たる事務所の所在地	新見市高尾二二五〇―一	新見市高尾二四八四―二四	令和六・一二・一七
	〃	〃	会計責任者の氏名	松 浪 弘	赤 木 靖 司	〃
	長石ゆきお後援会	平 井 均	代表者の氏名	平 井 均	赤 木 勇	〃
	〃	〃	会計責任者の氏名	長 石 二 郎	小 林 治 之	〃
	仲西祐一後援会	仲 西 祐 一	主たる事務所の所在地	苫田郡鏡野町奥津六三	苫田郡鏡野町薪森原一四九―二	〃
	日本栄養士連盟岡山県支部	笹 埜 三世里	〃	和気郡和気町本九六五―一	岡山市中区門田屋敷一―三一三一―一〇	平成二四・六・九
	〃	〃	代表者の氏名	山 崎 由 紀	斎 藤 美 加 子	〃
	〃	〃	会計責任者の氏名	近 藤 恒 子	堤 千 代 子	〃
	〃	〃	代表者の氏名	笹 埜 三世里	山 崎 由 紀	令和六・六・八

◎岡山県選管告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
令和七年一月三十一日

岡山県選挙管理委員会
委員長
大林裕一

政治団体の支部	政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
一	自由民主党岡山県岡山市南区第二支部	小林孝一郎	令和六・一二・二五
	日本維新の会衆議院岡山県第一選挙区支部	服部千秋	〃 一二・二七
二	その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）	代表者の氏名	解散年月日
	政治団体の名称		
	明るく楽しい岡山をつくる会	斎藤忠幸	令和六・一一・三〇
	生き活き岡山	夏井勝将	〃 〃
	伊東ゆうき後援会	吉田裕紀	〃 一二・七
	チエンジオカヤマ	斎藤忠幸	〃 一一・三〇
	はっとり千秋後援会	服部千秋	〃 一二・二七

◎岡山県選管告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。
令和七年一月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

資金管理団体の届
出をした者の氏名

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

異動年月日

仲西祐一

仲西祐一後援会

主たる事務所の所在地

苫田郡鏡野町奥津六三

苫田郡鏡野町薪森原一四九―二

令和六・一二・一七

◎岡山県選管告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつた。
令和七年一月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

服部千秋

資金管理団体の名称

はっとり千秋後援会

資金管理団体で

なくなった年月日

令和六・一二・二七

◎岡山県公安委員会規則第一号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年一月三十一日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項中「副安全運転管理者」の下に「（以下「安全運転管理者等」という。）」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 施行規則第九条の十三第一項後段の規定により前項の届出書に添付する書類は、次の各号に掲げる安全運転管理者等に選任した者の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

この場合において、第五号に掲げる書類を添付したときは、第二号及び第四号に掲げる書類の添付を要しない。

一 安全運転管理者等に選任された者 当該者に係る運転免許証、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律

第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）その他の書類でその者が本人であることを確認するに足りるものの写し

二 次のいずれかに該当する者 管理・運転経歴証明書（様式第五号の二）

ア 安全運転管理者に選任された者であつて、自動車の運転の管理に関し二年（施行規則第九条の九第一項第二号に規定する教習を修了した者にあつては、一年）以上実務の経験

を有するもの

イ 副安全運転管理者に選任された者であつて、自動車の運転の管理に関し一年以上実務の経験を有するもの又は自動車の運転の経験の期間が三年以上のもの

三 現に運転免許を受けている者又は現に運転免許を受けていない者であつて、届出の日前五年以内に運転免許を受けていたもの 自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）第二十九条第一項第四号に規定する運転免許を受けた者の自動車の運転に関する経歴に係る事項を記載した書面

四 施行規則第九条の九第一項第二号に規定する教習を修了した者であつて、自動車の運転の管理に関し一年以上実務の経験を有しないもの 当該教習を修了したことを証する書類

五 施行規則第九条の九第一項第二号又は第二項第二号に規定する認定を受けた者 当該認定を受けたことを証する書類

第十条の三第一項中「様式第五号の二」を「様式第五号の二の二」に改める。

第十三条第一項第六号中「免許証」を「免許証等」に改め、同条第二項中「次に掲げる者は」を「前項に掲げる者以外の者は、別に定めのあるものを除き」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「前項第五号に掲げる」を「法第百一条第一項又は第百一条の二第一項の規定による免許証等の更新を受けようとする」に、「第九十二条の二第一項の表の備考一

の四」を「第九十五条の六第一項の表の備考一の二」に改める。

第十四条を次のように改める。

（免許の条件解除の申請）

第十四条 法第九十一条の規定により自動車等を運転するについて条件を付された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするものは、

現に受けている免許に係る免許証又は免許情報記録個人番号カード（当該免許に係る特定免許情報（法第九十五条の二第二項に規定する特定免許情報をいう。以下同じ。）が記録された個人番号カードをいう。以下同じ。）（その者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあつては、免許証及び免許情報記録個人番号カード）を提示し、かつ、限定解除審査申請書（施行規則別記様式第十三の五）を提出しなければならない。この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人

番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第十六条の見出しを「（免許証の交付場所等）」に改め、同条中「は、申請書」を「並びに申請又は届出に基づく特定免許情報又は運転経歴情報（法第百五条の二第三項に規定する運転経歴情報をいう。以下同じ。）の記録、書換え及び抹消は、申請書又は届出書」に改める。

第二十条を次のように改める。

（運転経歴証明書の交付の申請等）

（運転経歴証明書の交付の申請等）

第二十条 施行規則第三十条の八第一項に規定する公安委員会規則で定める運転経歴証明書交付等申請書（様式第九号）とする。

2 施行規則第三十条の十第二項及び第三十条の十五第二項に規定する公安委員会規則で定める届出書は、運転経歴証明書等記載事項変更届（様式第十号）とする。

3 施行規則第三十条の十一第一項に規定する公安委員会規則で定める運転経歴証明書再交付申請書は、運転経歴証明書再交付・再記録申請書（様式第十号の二）とする。

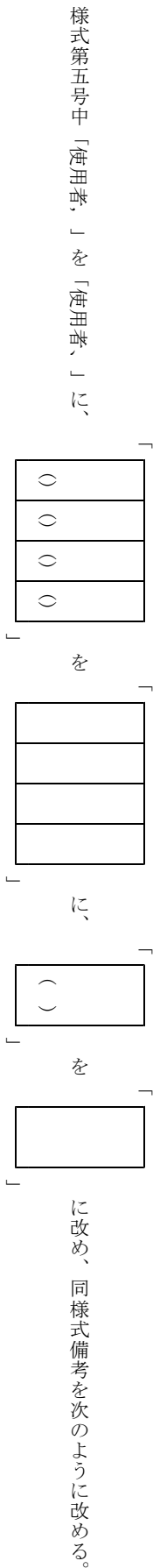
第二十一条第一項中「第二十九条第三項」を「第二十一条第六項、第二十一条の二第三項、第二十一条の九第三項、第二十九条第三項」に、「及び第三十条の十第二項」を「第三十条の七第四項、第三十条の八第二項及び第三十条の十一第二項」に改め、同条第二項を削る。

第二十二条を次のように改める。

（免許証の返納等）

第二十二條 法第六六條の三第二項の規定により免許証を返納しようとする者又は法第七七條の十第一項の規定により国外運転免許証を返納しようとする者は、運転免許証返納届（施行規則別記様式第十七の三）を提出しなければならない。

- 2 法第六六條の四第一項の規定により免許情報記録の抹消を受けようとする者は、免許情報記録抹消届（施行規則別記様式第十七の四）を提出しなければならない。
- 3 施行規則第三十条の十二第二項の規定により運転経歴証明書を返納しようとする者は、次項に規定する運転経歴証明書返納届を提出しなければならない。
- 4 施行規則第三十条の十二第二項に規定する公安委員会規則で定める運転経歴証明書返納届は、運転経歴証明書返納届（様式第十一号）とする。
- 5 施行規則第三十条の十六第二項に規定する公安委員会規則で定める運転経歴情報抹消届は、運転経歴情報抹消届（様式第十一号の二）とする。



- 備考
- 1 該当記号、文字等に○印をする。
 - 2 自動車台数のうち、大型自動二輪車又は普通自動二輪車は、それぞれ1台を0.5台として計算して記入する。
 - 3 添付書類（オ「資格要件」の区分参照）
 - (1) 安全運転管理者
 - ア 1の区分 本人確認書類の写し、管理・運転経歴証明書、運転記録証明書 各1通
 - イ 2の区分 本人確認書類の写し、管理・運転経歴証明書、運転記録証明書、教習修了証書の写し 各1通
 - ウ 3の区分 本人確認書類の写し、認定書（その1）の写し 各1通
 - (2) 副安全運転管理者
 - ア 1の区分 本人確認書類の写し、管理・運転経歴証明書、運転記録証明書 各1通
 - イ 2の区分 本人確認書類の写し、管理・運転経歴証明書、運転記録証明書 各1通
 - ウ 3の区分 本人確認書類の写し、認定書（その2）の写し 各1通
 - 4 3の運転記録証明書の添付については、その証明を受けることができる場合に限る。
- 様式第五号の二を様式第五号の二の二とし、様式第五号の次に次の一様式を加える。

令和7年1月31日 岡山県公報 第12672号

様式第5号の2 (第10条の2関係)

管理・運転経験証明書

住 所		
職 名		
氏 名		
生年月日		年 月 日 (歳)
年	月	経験の内容 (<input type="checkbox"/> 管理経験 <input type="checkbox"/> 運転経験) ※
現に受けている 運転免許の内容	交付等公安委員会	公安委員会
	有効期間	年 月 日まで
	免許証等番号	第 号
	免許の種類	

※ 該当する経験の区分を選択し、管理経験の場合は職名、職務内容等を、
運転経験の場合は車両種別、使用用途等をそれぞれ最新のものから記載

安全運転管理者 に選任した者に係る上記事項に相違ないことを証明する。
副安全運転管理者

年 月 日

所在地

事業所名

役職名

氏名

様式第六号及び様式第七号を次のように改める。
様式第九号及び様式第十号を次のように改める。

様式第六号及び様式第七号 削除

様式第9号(第20条関係)

運転経歴証明書交付等申請書

岡山県公安委員会 殿

※太線の枠内に記入してください。

資料区分				申請日	年	月	日	写真 貼付欄		
フリガナ				電話番号(自宅・携帯)						
氏名										
生年月日	大正	昭和	平成	年 月 日						
現在の運転経歴の保有区分	なし・運転経歴証明書・運転経歴情報記録マイナンバーカード							確認書類 <input type="checkbox"/> 郵便物 <input type="checkbox"/> 住民票(□添付) <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他()		
希望する運転経歴の保有区分	運転経歴証明書・運転経歴情報記録マイナンバーカード									
マイナンバーカードの効力	有効・失効									
変更する方のみ	フリガナ 新氏名						□変更済み	番号		
	新本籍									
	新住所									
登録日				年	月	日				
現に受けている運転経歴								窓口担当者	最終確認	
交付	年 月 日			番号						
失効・取消	年 月 日			※失効・取消から5年経過したものは申請できません。				受理者	登録者	最終確認
								納付済印		

納付済印	

令和7年1月31日 岡山県公報 第12672号

様式第10号(第21条関係)

運転経歴証明書等記載事項変更届

岡山県公安委員会 殿

※太線の枠内に記入してください。

フリガナ				届出日											
氏名				年 月 日											
届出者 <small>(代理人申請の場合)</small>				続柄	電話番号(自宅・携帯)										
現在の保有区分	運転経歴証明書・運転経歴情報記録マイナンバーカード														
現に受けている 運転経歴	本籍(国籍)														
	住所														
	交付公安委員会			記録等公安委員会											
	免許証番号			免許情報記録番号											
	交付年月日	年 月 日	記録年月日	年 月 日											
	有効期間の末日	年 月 日													
免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特 種	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 種 二	け 引 二
免許年月日	二 種	小 原 昭 平 令 二	昭 平 令	令	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	条件						

記載事項変更	フリガナ				受理所属	
	新氏名					
	新住所					
	新生年月日	年 月 日	性別	男 1	女 2	登録日 年 月 日
	確認書類	住民票・郵便物・マイナンバーカード・その他()			処理絞り込み	
				1 住所	2 氏名	3 住所氏名
				受理番号		
				担当者	IC追記者	最終確認
				IC未済		
				※IC未済の場合、「IC未済」を○で囲む		
				運転免許課使用欄		

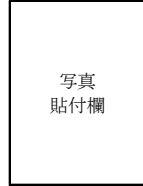
様式第10号の2(第21条関係)

運転経歴証明書再交付・再記録申請書

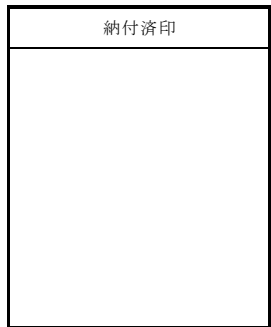
岡山県公安委員会 殿

※太線の枠内に記入してください。

資料区分				申請日	年 月			
フリガナ				電話番号(自宅・携帯)				
氏名								
生年月日	大正 2	昭和 3	平成 4	年 月 日				
現在の運転経歴の保有区分	運転経歴証明書・運転経歴情報記録マイナンバーカード							
希望する運転経歴の保有区分	運転経歴証明書・運転経歴情報記録マイナンバーカード							
マイナンバーカードの効力	有効 ・ 失効							
紛失等の対象	運転経歴証明書・運転経歴情報記録マイナンバーカード							
変更する方のみ	フリガナ 新氏名					□変更済み		
	新本籍							
	新住所							
運転経歴証明書亡失状況等申立書								
私は、下記状況により、運転経歴証明書を亡失しました。 再交付を受けた後、亡失した運転経歴証明書が見つかったときは、速やかに返納します。								
<input type="checkbox"/> なくした <input type="checkbox"/> 盗難にあった <input type="checkbox"/> その他 ()								
いつどこで	日付	年 月 日 (~ 年 月 日 の間)						
	場所	(~) の間						
※まったく分からない場合は「不明」と記入してください。								
現に受けている運転経歴								
番号				再交付(記録)理由	1 亡失	2 盗難	3 焼失	4 滅失
交付	年 月 日			5 汚損	6 破損	7 記変・条変		
失効・取消	年 月 日			8 写真	9 その他	A マイナ紛失		
※ 失効・取消から5年経過したものは保有区分を変更できません。								



確認書類	<input type="checkbox"/> 郵便物	
	<input type="checkbox"/> 住民票 (□添付)	
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
番号		
登録日	年 月 日	
窓口担当者	最終確認	
受理者	登録者	最終確認



様式第十一号中「運転免許証等」や「運転経歴証明書」に添付する「裏面記載があるときは(裏面)」を削り、

返納理由	1 取消処分	2 失効	3 再交付後発見	4 死亡
	5 帰国のため(国外運転免許証)			
	6 免許再取得(運転経歴証明書)			
	7 その他()			

を

に改

め、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第11号の2(第22条関係)

運転経歴情報記録抹消届

岡山県公安委員会 殿

※太線の枠内に記入してください。

資料区分				申請日	年 月 日									
フリガナ				電話番号(自宅・携帯)										
氏名				所属										
生年月日	大正 2	昭和 3	平成 4	年 月 日				担当						
現 に 受 け て い る 運 転 経 歴	本籍(国籍)				点検									
	住所				最終									
	交付公安委員会				記録等公安委員会									
	免許証番号				免許情報記録番号									
	交付年月日	年 月 日			記録年月日	年 月 日								
有効期間の末日	年 月 日			運転免許課使用欄										
免許の種類	大 型	中 型	準 通 型	普 通	大 特 二	大 自 二	普 自 二	小 特 付	原 付 引	大 二	中 二	普 通 二	大 特 二	引 二
免許年月日	二 種	小 原 昭 平 令 昭 平 令 昭 平 令	大 自 二 大 自 二 普 自 二	年 月 日 年 月 日 年 月 日	条件									

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県道路交通法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎広島・岡山連合海区漁業調整委員会公示第一号

広島・岡山連合海区漁業調整委員会事務規程第六条第一項の規定により、第六十九回
広島・岡山連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和七年一月三十一日

広島・岡山連合海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 日時

令和七年二月二十日（木）

午後二時から

二 場所 岡山市北区駅前町二丁目三番三一号

サン・ビーチOKAYAMA

TEL（〇八六）二二五―〇六三一

三 議題

第一号議案 令和七年度における各種漁業の入会調整について

◎岡山・香川連合海区漁業調整委員会公示第一号

岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第六十四回岡山・香川連合海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和七年一月三十一日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 日時

令和七年二月十七日（月）

午後二時から

二 場所 岡山市北区駅前町二丁目三番三一号

サン・ピーチOKAYAMA

TEL（〇八六）二二五―〇六三一

三 議題

第一号議案 令和七年度における各種漁業の入会調整について

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第一号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百五十一回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

令和七年一月三十一日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

一 日時 令和七年二月十九日（水）

午後一時から

二 場所 岡山市北区丸の内一丁目九番六号

児島湾漁村センター

TEL（〇八六）二二五―三八五四

三 議題

第一号議案 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更について

第二号議案 岡山県内水面漁業調整規則の一部改正について